

令和2年度 事業計画

公益事業 歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図る事業

1. 歯科医学の振興発展を目的とする事業

1) 会議・委員会

理事会：毎月2回（8月は1回のみ）開催

総務部：(1)運営協議委員会 (2)選挙管理委員会 (3)会長・監事候補者推薦委員会
(4)会務検討委員会

災害救助部：(1)災害救助委員会

学術部：(1)学術委員会

社会医療部：(1)かかりつけ歯科医委員会 (2)口腔ケア・在宅委員会

地域保健部：(1)歯科健診検討委員会 (2)口腔がん検診検討委員会

社会保険部：(1)社会保険整備委員会

広報厚生部：(1)広報厚生委員会 (2)「よい歯のための集い」委員会

2) 学術講演会・研修会事業

歯科医師、歯科衛生士等の資質向上、医療、介護、福祉関係者などへの情報発信により、連携強化を目的に講演会、研修会を行う。対象は本会会員以外も参加可能。本会会員以外にも気兼ねなく参加してもらえよう参加費は無料としている。会員向けに専門図書の購入を定期的に行っている。

① 本会主催学術講演会：令和2年10月に開催予定

② 大学同窓会・校友会共催学術講演会：3大学同窓会・校友会との共催講演会を予定。

③ 公財)武蔵野健康づくり事業団共催学術講演会：令和3年3月頃に実施。

④ ハンズオンセミナー：今年度は開催しない。(2年に1度開催)

⑤ 口腔ケア研究会：摂食嚥下機能の評価、指導のための研修、症例検討等

⑥ 学校歯科医研修会：健診内容や健診注意事項の確認、データの把握等。

⑦ 歯科衛生士研修会：会員及び会員診療所の歯科衛生士にも研修の門戸を広げる。

⑧ 口腔がん講習会：口腔がんおよび口腔粘膜疾患についての研鑽・講習を実施予定。

3) 学会発表

日本障害者歯科学会・日本摂食嚥下リハビリテーション学会での発表を検討。

2. 公衆衛生の向上を目的とする歯科健診事業

1) 学校歯科健診事業【委託】

武蔵野市内の小中学校、市立保育園及び小規模型保育所の児童に対して歯科健診を行う。

2) 歯科健康診査事業【委託】

40歳以上の武蔵野市民を対象として、会員の歯科医院にて、口腔粘膜、歯、歯周組織、口腔機能の状態の健診を行う。ブラッシング習慣等市民の口腔保健行動や摂食状況など生活状況のモニタリングも併せて行い、データを蓄積し、地域における口腔保健政策立案のための基礎データとする。

3) 無料歯科健診事業【委託】

武蔵野市の市民参加型行事、「武蔵野桜まつり」（4月）、「よい歯のための集い」（6月）、「むさしの青空市」（11月）等において、無料で歯科健診、歯科相談、および口腔衛生指導を行う。

- 4) こうのとり学級事業【委託】
武蔵野市在住の妊婦を対象に、妊娠中や産後・子育てそれぞれの口腔ケアの重要性についての講話、口腔ケアについての指導を武蔵野市保健センターにて行う。
- 5) 妊婦歯科健診事業【委託】
妊娠中は口腔内の環境が悪化しやすいため、武蔵野市在住の妊婦を対象に歯科健診を会員診療所にて行う。
- 6) 1歳6カ月健診・母親健診事業【委託】
母子保健法に基づき、武蔵野市の1歳6カ月に達した幼児に対して歯科健診を、武蔵野市保健センターにて行う。保護者についても希望者に対して健診を行っている。
- 7) 乳幼児歯科相談事業【委託】
1歳6カ月健診・母親健診を受診した市民に対して、武蔵野市保健センターにて、「虫歯予防教室」を開催し、口腔衛生指導、食育の指導を行い、歯科健診を4カ月に1度継続して行う。
- 8) 3歳児健診事業【委託】
 - ① 3歳児健診：母子保健法に基づき、武蔵野市の3歳に達した幼児に対して、歯科健診を武蔵野市保健センターにて行う。
 - ② 5歳児健診：母子保健法に基づき、武蔵野市の就学前前5歳児に対して、歯科健診を武蔵野市保健センターにて行う。
 - ③ 卒業教室：継続的に歯科健診を受けた5歳児と母親に対して、歯科健診、ブラッシング指導等を武蔵野市保健センターにて行う。
 - ④ 予防措置：乳幼児歯科相談にて、継続的な歯科健診を受けた幼児に対して、希望する場合にフッ化物塗布等々蝕予防措置を行う。

3. 地域社会の福祉の増進を目的とする歯科事業

- 1) よい歯のための集い【補助金】
武蔵野市民を対象とし、歯科健診、歯科相談、講演会等を行い、参加者には、口腔ケア用品の配布・指導するなど、普及活動を行う。主催事業（武蔵野市共催）。今年で53回目となる。
日時： 6/20(土) 場所：武蔵野公会堂
講演 立川らく朝 師匠（医師）
演題：「健康落語」
- 2) 市民向け講演会事業【自主事業】
歯科領域の話題、咀嚼・嚥下等身近なテーマの講演を行い、市民の健康増進の意識を啓発する。
- 3) 休日応急歯科診療【委託】
一般歯科診療所の多くが休診のときに急性症状のある患者の応急処置を行うことを目的とし、休日応急歯科診療を日曜・祝日・年末年始（午前9時～午後5時）に行っている。会員の歯科医院にて行う。
- 4) 市民歯科健康相談事業【委託】
歯科診療に関する相談・苦情に対して第三者として対応することにより歯科に対する不信を取り除くことや歯科治療に対するセカンドオピニオンを提供することを目的とし、歯科に関する相談事業を電話にて行う。
- 5) ホームページ運営事業【自主事業】
健診、講演会等の事業情報、歯・口腔等に関する情報、身近な疑問への回答等を情報発信する。

4. 高齢者の福祉の増進を目的とする歯科事業

1) 歯つらつ健康教室【委託】

武蔵野市在住の65歳以上を対象として、介護予防事業である「口腔機能向上サービス」を提供する。誤嚥性肺炎の予防、口腔周囲筋の機能維持等を目的とする。3クール行う。

2) 在宅高齢者訪問歯科健診事業【委託】

寝たきりや重度の認知症などのため移動が困難な武蔵野市民を対象として、歯科相談や指導等、居宅を訪問して行う。歯科治療が必要な場合には、後日、歯科診療を行う。

3) 施設通所者歯科健診事業【委託】

武蔵野市内11箇所の高齢者通所施設（デイサービスセンター）に通所している武蔵野市民を対象に、歯科健診を行う。

4) 施設通所者口腔ケア教室事業【委託】

武蔵野市内11箇所の高齢者通所施設（デイサービスセンター）の施設介護職員及び利用者等を対象に歯科の知識、口腔ケアの知識・技能向上等の指導を行う。

5) テンミリオンハウス口腔ケア教室事業【委託】

武蔵野市内9箇所のテンミリオンハウスに通う介護や支援が必要な方、その家族、介護職員を対象に、口腔ケアの意義、必要性、方法等を講演、実技指導を行う。

6) 高齢者施設協力歯科医事業【委託】

武蔵野市内4箇所の介護老人福祉施設の入所者、市が指定した高齢者通所施設の利用者を対象に、歯科健診・口腔ケアに関する指導・相談等を行う。

① 高齢者施設摂食嚥下カンファレンス【委託】及び【自主事業】

市内4カ所の介護老人福祉施設（吉祥寺ナーシングホーム、武蔵野館、とらいふ武蔵野、ゆとりえ）入所者の摂食・嚥下機能評価を行い、安全に経口摂取ができるように食形態や姿勢、介助方法等の指導を行う。日本歯科大多摩クリニックの専門医の協力を得て行う。（ゆとりえは再開準備中）（内1施設委託事業・3施設自主事業）

② 在宅高齢者摂食支援カンファレンス【委託】

市内高齢者通所施設（デイサービスセンター）において、在宅での摂食支援を目的としたミールラウンドおよび摂食支援カンファレンスを行う。

5. 障害者の福祉の増進を目的とする歯科事業

1) 障害者歯科相談事業【委託】

武蔵野市内にある障害者施設に通所している心身障害児・者を対象に、歯科健診を武蔵野市保健センター、障害者福祉センターにて行う。

2) 障害者施設訪問歯科健診事業【委託】

武蔵野市内の障害者施設（発達支援室「ウィズ」等）に通所している心身の発達に気がかりなことがある乳幼児や保健センターまで健診に来られない障害児・者に対して、施設に出向いて、歯科健診、親子歯科相談、口腔ケア指導、摂食支援等を行う。

6. 事故、災害若しくは犯罪による被害者支援を目的とする災害時歯科医療及び身元確認事業

1) 災害救助対策

① 災害時医療体制整備検討事業（災害時歯科医療及び身元確認等）【委託】

災害時歯科医療体制、身元確認、災害時医療における歯科医療従事者の協力事項について課題整理、検屍・身元確認に係る作業工程について必要な資機材や人員案の検討をし、報告書を市へ提出する。また、防災訓練等の災害対策施策実現のための作業を実施する。

② 災害時医療連携・トリアージおよび歯科治療・口腔ケア事業【委託】

市内で震度6弱以上の大地震が発生した場合、市健康福祉部長を本部長とする市医療救護本部が日赤病院内に設置され、必要に応じて市内3拠点病院（武蔵野赤十字病院・吉祥寺南病院・武蔵野陽和会病院）前に設置される緊急医療救護所へ当会会員を派遣する。

五師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・助産師会）と連携し、緊急医療救護所の開設・運営、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置及び搬送調整などを行う。

また、急性期以降において武蔵野市災害医療コーディネーターの助言等により、歯科医師1名・歯科衛生士1名・補助事務員若干名で構成される医療救護班を避難所等へ派遣し、避難者への歯科治療・口腔ケアを行う。

市主催医療連携訓練や各種研修会（トリアージ、ロジスティックス、資器材操作、災害医療図上訓練等）に参加し、市民および会員の災害時生命維持に貢献出来るよう資質向上を目指す。

2) 身元確認対策

① 会員安否確認事業【自主事業】

東京都歯科医師会「ANPIC安否確認システム」導入に伴い、発災後当地区における会員の安否確認及び被災状況を東京都歯科医師会へ速やかに報告するため、FAX 電話連絡網、携帯電話ショートメール、SNS、アマチュア無線通信等の手段を用いて情報収集に努める。また、そのための連絡網整備を行う。

② 身元確認対策事業【委託】

事故、災害時の身元不明遺体を早期に遺族に返還すること、また死亡届けなどの行政手続きの迅速化を目的とし、身元不明死体の口腔内所見による身元確認作業を行う。身元確認作業に際しては本会会員が当たる。また、実地訓練を含めた研修会を行う。

3) 医療管理対策

① 救急医薬品配布事業【自主事業】

歯科診療中患者の容態急変に備え、救急医薬品の配布を会員に対し行う。

② 医療管理安全対策事業【自主事業】

医療安全対策の情報発信および研修会を開催し、歯科診療所に通院する患者の安心・安全な診療を確保する。

共益事業等その他の事業

1. 会誌発行等共益事業

1) MDA 発行事業【自主事業】

武蔵野市歯科医師会雑誌（略称；MDA）を2ヶ月に1回、年間に6回発行し、会員の情報共有や交換を目的とする。日常の診療に追われる会員のために会の情報公開や会員相互の情報の共有、交換を行うことを目的とする。

2. 厚生文化、医道高揚のための事業

1) 会員・家族等の健康増進事業等

① 健康診断・感染症対策【補助金、会費、個人負担】

歯科診療は観血的な処置が多く、唾液等の体液に接触することも不可避であることから、常に血液および唾液等から感染する疾病に罹患する確率が非常に高い医療行為である。現状の把握および予

防の観点から、健康診断、胸部レントゲン検査、血液検査およびB型肝炎ワクチン接種を行い、会員・家族ならびに会員の診療所に勤務する職員の健康増進に資することを目的としている。

② その他会員等の福利厚生のための事業【会費、個人負担】

会員、会員家族等の福利厚生のための各種事業に対する補助を行う。

- ・全体旅行（令和2年度はなし）
- ・新春の集い
- ・全体レクリエーション
- ・三師会親睦
- ・関連団体親睦
- ・同好会

2) 各種会員表彰【自主事業】

定款第3条に定める、医道の高揚、歯科医学の進歩発展と公衆衛生及び歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより、東京都民の保健と福祉を増進し、もって地域社会の健全なる発展に長年にわたり寄与した者の功績を称えることを目的とする。年度末までに、通算20年以上本会正会員であって、満70歳を越え、定款第11条第1項の規定に該当する行為のなかった者は、次年度から終身会員として待遇し表彰する。令和2年度・終身会員表彰の対象者は、境ブロック 蘆立宗男君1名である。また名誉会員は本会の指導発展に功労あるものにつき会長の推薦を得て総会で決議し表彰する。

3) 会館貸出し事業【自主事業】

勉強会や大学同窓会、校友会の会議等に際して、当会の会員から申し出があった場合、1回500円の費用で会館会議室を貸し出している。

3. 医療保険制度周知のための事業【委託、会費】

年2回の保険講習会を開催し、制度変更等の周知を徹底させ、わが国の社会保障制度の一翼を担う医療制度の適正化に努める。講習会には本会会員だけでなく、会員以外の歯科医師にも広く広報する。会員は無料で、会員外は有料である。厚労省からの通知や上部団体（日本歯科医師会、東京都歯科医師会）からの保険関連情報、医薬品情報等は全会員にFAX、メールにて連絡し、最新の情報を会員が入手出来るようにする。

4. 医療保険制度の維持のための事業【自主事業】

これまで、医療保険制度の適正且つ円滑な運営を図ること、及び受診者にとっても適正な請求となる事を目的とし、毎月一回、個人情報保護に留意しつつ会員が提出した保険請求明細書の内容を確認、不備と思われる箇所は医療機関に連絡、説明して適正な請求となるよう指導してきた。近年、多くの会員が診療報酬明細書の電子化に移行したため、紙面での請求内容の確認、是正ができなくなっている。そこで、会員からの申し出により、請求に関する相談に個別に応じていくように取り組んでもいく。また、新規に開業した会員には医療保険制度の説明や基本的な請求の流れなどを説明、適正な制度の運用が図れるよう指導する。行政からの調査、指導の際には医療機関の申し出があった場合に限り、適正な制度運用を指導する。保険請求明細書、電子媒体は各支払機関（東京都国保連合会、社会保険診療報酬支払基金）へ搬入する。

法人運営のための事業

1. 会館の維持管理のための事業

年1回定時総会を開催し、マンション管理組合の運営に協力している。